

【地域支援係長】 それでは、定刻の10時になりましたので、始めさせていただきます。

皆さん、おはようございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。平成27年度第4回東久留米市地域自立支援協議会を始めさせていただきます。

最初に、事務局からのお願いです。会議中、携帯電話、スマートフォンの音が出ないように設定していただきますようお願いいたします。

また、磁気ループ席をそちらにご用意してイヤホンをお貸ししております。ご利用される方は遠慮なくお申し出ください。

また、会議記録のためにカメラ撮影、録音もさせていただきます。ご了承ください。

それでは、配付資料の確認をお願いいたします。資料は、委員の方用と傍聴者市民の方用のもので違いがありますので、ご注意ください。それでは確認させていただきます。お手数ですが、資料番号を各自ご記入ください。

今回は第4回の自立支援協議会になりますので、まず表紙の「次第」右上に、4-1とご記入ください。次に、「平成27年度住みよいまちづくり部会報告」、こちらは委員のみの資料4-2になります。次に、「障害者差別解消法リーフレット（内閣府）」、4-3です。次に、「障害者差別解消法リーフレット（わかりやすい版）（内閣府）」、4-4です。次に、「平成27年度第3回相談支援部会報告」、こちらは委員のみのものになります。4-5です。次に、「第3期東久留米市障害者福祉計画PDCA表（平成26年度振り返り）」、こちらが4-6になります。次に、「東久留米市地域自立支援協議会主催研修 案内パンフレット」、こちらは委員のみになります。こちらが4-7です。「第4回東久留米市地域自立支援協議会委員席次表」というものが次にあって、それが4-8です。最後に、傍聴の市民の方向けにアンケート用紙がついております。これは傍聴の市民のみになります。

配付資料は以上になります。もし不足等がございましたら、挙手をお願いいたします。大丈夫でしょうか。

（「ごめんなさい。もう一回説明してください」の声あり）

【地域支援係長】 もう一度確認します。

「平成27年度第4回東久留米市地域自立支援協議会」、一番最初にある「次

第」が4-1です。次は委員のみなので、これは市民の方にはないのですが、平成27年度住みよいまちづくり部会報告」というものがあります。次に、「障害者差別解消法リーフレット」が4-3です。次に、「障害者差別解消法リーフレット(わかりやすい版)」、「障害者差別解消法ができました」と書いてあるものです。こちらが4-4。次に、委員のみの資料ですが、平成27年度第3回相談支援部会報告」、こちらが4-5です。次に、ちょっと厚目の資料で、「第3期東久留米市障害者福祉計画PDCA表」というものが4-6。次に、委員のみに配付になりますが、「東久留米市地域自立支援協議会主催研修案内パンフレット」というものが4-7です。次に、「第4回東久留米市地域自立支援協議会委員席次表」が4-8。最後はアンケートになりますので、特に資料番号の記載は結構です。

よろしいでしょうか。

本日は、日高委員、大櫛委員、吉澤委員、藤岡委員、小田島委員は欠席との連絡がありました。

それでは、福祉保健部長よりご挨拶させていただきます。内野部長、よろしくお願いたします。

**【福祉保健部長】** 皆さん、おはようございます。福祉保健部長の内野でございます。本日は、平成27年度第4回東久留米市地域自立支援協議会にご参加いただきまして、まことにありがとうございます。

けさは雪をかぶった富士山がくっきりと見えておりまして、いい日になるのかなと期待をしております。また、庁舎前にございます旧榛名町から寄贈されました梅の木も、今、花が咲き、ほころんでおります。明日、あさって、気温も上がるというような予報も出ております。春近しといった気持ちでございます。

さて、本日初めてのご参加の方もいらっしゃると思いますので、改めて本日開催の協議会についてのご説明をさせていただきます。この東久留米市地域自立支援協議会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法の規定に基づきまして、平成24年10月より、障害福祉に関する関係者による相互の連携及び地域における情報共有、支援体制の整備について協議を行うために設置しております。

委員の皆様方におかれましては、障害をお持ちの方やそのご家族、関係機関、関係団体並びに障害者などの福祉、保健医療、教育、または雇用に関連する職務に従事されている方などで、市長の委嘱を受けた方々で構成されております。

この協議会の協議内容は大きく5つございまして、1点目が、相談支援事業に係る中立・公平性の確保に関すること、2点目が、地域の関係機関によるネ

ネットワークの構築に関すること、3点目が、地域の社会資源の開発及び改善に関すること、4点目が、障害福祉計画に関すること、5点目が、その他障害福祉に関することで協議会が必要と認めることとされております。

担当所管では、この協議会においてご協議いただいたことを踏まえて、市の障害福祉施策に反映させるべく努力をさせていただいております。

さて、本日の協議会につきましては2部構成となっております。第一部では、ふだんの定例会の様子をごらんいただきます。続く第二部では、本日お越しの皆様方にもご参加をいただきまして、協議会委員の皆様との質疑応答を予定しております。

なお、まことに申しわけございませんけれども、午後から当会場は他の団体の使用予約がありますことから、午前中の2時間という限られた時間でございますけれども、市の障害福祉の現状ですとか取り組みなどについて、ご理解いただければ幸いです。

それでは、平成27年度第4回東久留米市地域自立支援協議会の始まりを宣言いたしまして、ご挨拶にかえさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。

**【地域支援係長】** 内野部長、ありがとうございました。

続いて、会長よりご挨拶をいただきます。奥住会長、よろしくお願いいたします。

**【委員長】** 皆さんおはようございます。今年度最後ですが、第4回東久留米市地域自立支援協議会です。ただ今部長からお話があったように、前半が定例会、後半が、市民の方を交えての意見交換会で、2時間を予定しております。なお、マイクを使って行います。よろしくお願いいたします。

各委員の方、お名前を名乗った上でご発言いただければと思います。それから、聞こえに障害のある委員の方がいらっしゃいますので、手話通訳の方が通訳しやすいようにお話しいただければ幸いです。

それでは、早速進めていきます。前半部では、3つの報告をいただき、意見交換をいたします。

まず、行政からの報告が2点あります。障害福祉課長、よろしくお願いいたします。

**【障害福祉課長】** 皆さん、おはようございます。それでは、次第に沿いまして、報告のほうをさせていただきたいと思います。

まず、1点目でございます。手当の統合、そして障害福祉サービスアンケートについてでございます。

平成27年第4回市議会定例会におきまして、東久留米市中心身障害者福祉手

当条例が可決され、平成28年8月1日より、障害者福祉手当、難病者福祉手当、障害者住宅手当が、心身障害者福祉手当に統合されるということになっております。これまでも市民の皆様方からご指摘をいただいておりますが、制度や受給内容の難解さ、複雑さを解消しまして、わかりやすい制度内容とするための見直しでございます。

この統合、見直しによりまして、東京都の心身障害者福祉手当に準拠した制度となり、新規申請年齢、所得要件対象者等を見直しすることとなりますが、現在受給中の皆様におかれましては、現在の条件にて経過措置を設けさせていただきます。

また、難病者福祉手当につきましては、疾病数が110疾病から306疾病に拡大したこと、平成25年4月より障害者総合支援法が施行されまして、難病患者の方も、病気によって日常生活を行う上で介助等の障害福祉サービスが必要な方は、受給ができるようになったことから、受給金額を5,000円から4,000円とさせていただくこととなりました。この金額は、身体障害者手帳の3・4級及び愛の手帳の4度の方と同額でございます。

この場をおかりしましてご報告させていただきます。

続きまして、難病医療費助成受給者アンケートについてでございます。先ほどもお話しいたしましたが、平成25年4月より障害者総合支援法が施行され、難病患者の方も、病気によって日常生活を行う上で介助等の障害福祉サービスが必要な方におかれましては、受給ができるようになってございます。

しかしながら、難病疾患のみでの利用というのが実際少数でございますところから、さらなる周知の必要がございます。障害福祉サービスの利用につながることを目的といたしましたアンケートを、平成28年2月9日に送付いたしましたところでございます。

続きまして、2点目の障害者差別解消法における庁内の取り組みについてでございます。

障害者差別解消法という法律がございます。平成28年4月1日より施行がなされます。この法律につきましては、国はもちろんです。東久留米を含める地方公共団体におきましては、不当な差別的取り扱いの禁止、それと合理的配慮の提供、この2つが義務づけられております。

このため市におきましては、平成28年1月26日の庁議―――庁内における市長を含めた部長級職員がメインの会議におきまして、障害者差別解消法に伴う市の対応についての報告を行っております。

予定ですが、平成28年2月29日に東京都の職員を講師として呼びまして、全庁職員を対象としました研修会を実施し、市職員全体でこの法律の実施に取

り組んでまいりたいと考えております。

市民の皆様及び当事者の皆様におかれましての相談の窓口ということについてでございますが、市役所の業務に対するご意見、ご相談につきましては、それぞれの業務担当課において対応いたします。相談内容によっては、該当する担当課が存在しないというような場合がございます。こうした場合におきましては、生活文化課のほうで対応いたすということでございます。

基本的にはこれまでと同様に、それぞれ役所の窓口、業務にかかわるところについては、担当課のほうでお話を伺い対応させていただくということでございます。

障害者差別解消法における庁内の取り組み等については以上でございます。

**【委員長】** どうもありがとうございました。質問、意見等あれば、委員の皆様からお伺いしたいと思います。

**【委員】** 前回の自立支援協議会で課長のほうから、その手当の統合についての話をさせていただいたんですけれども、自立支援協議会の委員さんは、やっぱりそれはいかなものかということで、前回話をさせていただいたと思います。

私も議会のほうで話を聞かせていただいて、障害福祉の関連の議案で、やっぱり6時間もかけて話がごたごたしまっているということに関しては、我々も知らなかったし、少し当事者抜きの議論になっていたんじゃないかなという意味で、説明ができなかったことが、結果としてそういう時間になってしまったんじゃないかなと思いますので、そこはしっかりと反省させていただいて、やっぱり手当のことというのは当事者の暮らしに直結しますので、自立支援協議会でも話をさせていただきたい。

あと、前回の話の中では、制度のわかりにくさと、現金給付から障害福祉サービスの充実をするためにという話をお伺いしていたんですが、今の説明だと難解さだけということになっているようなので、どこかで変わったのかなと思いますので、そういう点も、今日は時間がないのでいいんですけれども、少し話が変わっている部分もありますので、引き続いて自立支援協議会やいろんなことで、当事者を踏まえた、何が難しいのかも含めて当事者の意見を聞きながら、手当のことはとても大事なことなので、話を積み上げていってほしいと思います。これは要望です。

**【委員長】** ほか、委員の皆様、ご意見ございますか。

**【委員】** 委員からもありましたが、厚生委員会の傍聴をさせていただきました。結果として、午後1時から6時までこの手当の件だけの審議に時間を要し、当事者抜きに加えて議事の進行についても大変残念に思いました。

今回のこの手当の件についてだけではなく、今後は、当事者抜きでことを進めていただきたくないと、強くお願いしたいと思います。

**【委員長】** 手当の意見については、前回の協議会でも議論しました。委員がおっしゃられたように、基本的には、もう少し丁寧な議論を積み重ねつつ検討する必要があるという意見が優勢だったと思います。今後はこういう課題については、協議会でしっかりと議論していくことが必要だという結論だったと思います。

2つ目の差別解消法について、平成4月1日から施行されることに先立って、今月末に全庁職員対象の研修会を市として行うことと、従来どおり障害のある方に対して不利益がない形で進め、何か新しい問題が生じた場合は、生活文化課で対応し検討するというご報告だったと思います。

それでは、先に進めていきたいと思います。報告事項の2つ目として、住みよいまちづくり部会報告、部会長、お願いします。

**【委員】** 前回雪で部会が開催できなかつたんですけれども、住みよいまちづくり部会では、東久留米市に住んでいる障害のある人が、やっぱり住みやすい地域になっていけるように、特に視点としては、市民の方に会に参加していただいて、市民の方がわかりやすいような話を積み上げていけたらいいなということで、テーマは防災のことを去年、おととしと、やってきて、今回差別解消法の周知について話し合いをしました。

防災・災害等の対応については、聴覚障害者に配慮したモデルケースの検討や、障害者を考慮した総合防災訓練など、来年も引き続いて検討していきたいと思っています。特にエリアをつくって、そこに暮らしている障害のある人、さまざまな方がいると思うんですけれども、その方と市民の防災がうまくかみ合っていけるといいなと思っていて、そういう意味で、市民のボランティア団体と一緒に検討していきたいと思っています。

次、差別解消法のことです。先ほど課長のほうから説明があったと思うんですけれども、障害のある人も当たり前前に地域で暮らしていくことを大事にしましょう、そういう国になりましょうということで、障害者権利条約が日本で批准されたんですけれども、当たり前前にここで暮らしていくために、現実どういう暮らしにくさがあるか、差別と言ってしまうと結構、どこかの話みたいな感じになるんですけれども、暮らしにくさというところを解消していきましようということなので、多分東久留米市の中でも、その地域、地域によって違いがあると思いますので、そこをみんなで確認していきながら、少しでもその暮らしにくさを減らしていければと思っています。

例えば、今は当たり前前に駅にエレベーターがあるんですけれども、もう20

年前はエレベーターがなかったんですよね。小平の小川駅が、初めてエレベーターが設置になったんです。そこから東京都内にどんどん設置され、今は当たり前前にエレベーターがあるんです。

そのことで、障害のある人も駅を利用しやすくなったし、お年寄りや、今では普通の人も使っていて、車椅子で入るとちょっと邪魔と言われたりなんかするんですけれども、障害のある人が暮らしやすくなるということは、一般の人たちも暮らしやすくなるという意味でも、その象徴がエレベーターかなと思っています。

現実、うちでも暮らしの部分で、特にグループホームをつくったりとか、あとは障害のある人のアパートを借りたりとかするんですけど、今やっぱりなかなか難しいんです。

昔は、外国人の人なんかはなかなか借りられなかったんだけど、この間大家さんの会というところと話をしたときに、やっぱり信頼関係ができると借りやすくなるという話もあって、障害のある人がアパートで暮らしていくにはどうしたらいいかな、そういうところをほんとうに東久留米市でも話し合いながら、1人でも暮らせるような地域をつくっていったらと思っています。

そういう具体的なことを一つ一つ解決していくということで、この差別解消法があると思っています。

ただ、今回東久留米でも、先ほど話したように平成28年4月から始まるんですけれども、そういった困ったなということのある程度まとめていかないと、みんなに周知できないということもあるので、今、自立支援協議会の中に、それを話し合う、差別何とか何とかというのを自立支援協議会の中に設置したらどうかという意見があったので、そういう意味でもしっかりとした要綱をつかって、市内のいろんな機関に問題があったときに一応報告していただいて、その報告でこういうふうにしたらいんじゃないかなという意見が言えるような仕組みをつくってほしいなというのを、今、障害福祉課のほうにお願いしている状況です。

以上です。

**【委員長】** 部会のメンバーの方で、補足等ございますか。

**【委員】** 具体的な取り組みについては、資料4-2の通りです。

障害といっても色々な障害がありますので、市報にそれぞれの障害の方からのコラムの連載を予定しています。

**【委員長】** 資料にある、チラシ・ポスター12回分のコラムについては、何かイメージがございますか。

**【委員】** イメージはないですけど、やっぱり地域にはいろんな人が住んで

いるので、そういう人の話とかが載せられたらいいなと思っています。発達障害の人とか聴覚障害の人とか、あとは目の見えない人とか、やっぱりいろんな人たちが東久留米には住んでいるんだよというのを、市民の人たちにも知ってもらいたいし、そのことでどんなことが困っているのかとか、伝えられたらいいと思っていますので。

この12回のコラムというのは、市のほうでも初めての取り組みだということなので、こういう場を提供していただいたので、しっかりと障害のことを知ってもらうためのツールにできたらいいなと思っています。

**【委員】** この間、私どもの法人のほうでも、東京都の方をお呼びして、差別解消法の勉強会をしました。さわりだけだったんですけども、実態としては、ちゃんとしたことがまだ決められているわけではなくて、やっぱり現実の中で個別のケースで、どんなことが差別に当たるのかとか、生活のしにくさがどうなんだろうかということ、事例を積み重ねていって、それでみんなで考えて解消していく、さっき部会長もおっしゃっていましたが、それが法の趣旨だということだったんです。

それなので、やはりこれが差別だといって、差別ばかりを積み重ねていくんじゃなくて、わからないもの、それが差別かどうかというのをみんなで共有しながら解消していくのが大事だと教わりました。

それを考えるとかわっている私たちとか当事者だけじゃなくて、いろんな市民の方々が、そういう差別解消法の意図とかを知って、理解していただいて、それを法の趣旨に照らした形で進めていかれるのが大事ななと思うと、このコラムも、そういうふうに、いろんな多くの方に理解していただけるような内容とか、当事者のこととかを考えていく、いいツールだなと思うので、この中身をまた部会で、これからもうちょっと詰めていったほうがいいなと思いました。

以上です。

**【委員長】** ありがとうございます。ほかにも部会の委員の方がいらっしゃいますので、せっかくですのでご発言よろしくをお願いします。

**【委員】** ろうあ協会としても、今聴覚障害者が置かれている差別は何かというのは、まだまとまっていないです。これから少しずつ、聞こえない人の意見を聞きながら解決の方法見つけていくことが、これからの課題だと思っています。

**【委員】** 高次脳機能障害者の家族会「絆」と申します。高次脳機能障害者はまだ厚労省で認めていない障害で障害者手当を頂いていません。これも一つの差別になるのではないかと思います。「絆」の会員の中には40～50代のご主人様がある日、突然病気発症後、高次脳機能障害者になられ、社会的、家庭



的にも今、一番必要とされる立場の方達です。障害がもとで生活が一応に変わる状態に面しておられます。ぜひ、厚労省の方に高次脳機能障害を一つの障害として支援をお願い致したく厚労省に働きかけを宜しくお願い致します。

【委員】 民生委員・児童委員でございます。よろしく申し上げます。1年間この会に出席いたしまして、障害者に対して随分関心が持てるようになり、またいろんなことが理解できるようになり、作品展なんかにも参加いたしまして、とても皆さん一生懸命やって、立派な作品に接して、私たちはとても感動いたしました。これからもよろしくお願ひいたします。

【委員】 ろうあ協会では手話の言語化みたいなのを、今やっていると申すんですけども、そこら辺についても情報があつたら、教えてもらえると勉強になりますので、よろしくお願ひいたします。

【委員】 東久留米市だけじゃなくて全国的な運動なんですけれども、手話言語法というのは、手話は言語であるというのを、国が法律で認めてほしいという運動をしています。そのために、地域から国に対して意見書を提出しているという状態で、今全国的にはほぼ100%出しました。これから国がこの意見書をもとにして、どのように言語であるということを国として認めていくかを、今話し合い中で、国からの報告はまだなんです。でも、私達の運動はほぼ100%で、早く手話は言語であるということを認めてもらいたいと思っています。

それはなぜかといいますと、今まで、ここにいらっしやっている皆さんもそうだと思いますけれども、手話に対する理解はまだまだです。今日も手話通訳がついておりますけれども、聞こえない人にとっては、手話は長い間の差別の言語で見られた時期が長いので、これからは国がきちんとして、聞こえない人の母語は手話であるということを認めてほしい。そのために、例えば病院とか役所とかいろんなところで、手話をつけてもらうという方法の運動を今展開しております。

【委員長】 この部会は、地域にある差別をどう考え、地域の中で障害のある人もない人も、お互いが支え合いながら、住みよい地域をつくっていかうということを目的として部会であります。

【委員】 ちょっと不勉強で非常に申しわけないんですけども、この差別解消法が実施されますことによって、具体的にどういう点が変わっていくのかということ、そのあたり、ちょっと基本的なところで申しわけないんですけども、教えていただければと思うんですが。

【委員】 後で会長にフォローしてもらえるといいんですが、基本的には法律ができるんですけども、合理的配慮については、民間が努力目標で、公的な機関については義務となっています。

そういう意味で、公的な機関が先行して差別に取り組んでいただけるといいなと思うんですけども、前回もちょっとそのことで話をしたところ、やっぱり予算がなかなかつけられない中で、それをどういうふうに進めるかというのを、まだ市のほうでもこれから考えていくようなので、とりあえず生活文化課というところで集約していくということなんですけれども、今までもそれぞれの窓口でやりとりをして、解決してきたという例があるので、そういうところでやっていきたいということ、前回課長が話したと思います。

ただ、それだけだと、先ほど委員が言ったような、ほんとうに何が差別なのかというのがわからないので、できれば私なんかは、こういう自立支援協議会の中でそういったケースを出していただいて、それをみんなで話し合っ、今回の12回のコラムなんかでも出していきながら、市民の方たちに周知できるような、そんなお金がなくてもできることがあるのかなと思っています。

だから、虐待防止法もそうなんだけど、法的な基準がないので、何が変わるかではなくて、それをもってどう我々が変えていかなくちゃいけないかという視点に立たないと、障害のある人が住みやすい地域にはならないのかなと思っています。

**【委員長】** 今、部会長がおっしゃられたように、基本的には、障害のために制約のある人が、その人に応じた配慮があれば、障害のない人と同じように活躍できるならば、その配慮を行政として行わなければならないということが、この法律で定められたと思っています。

ただ、現実としては、配慮がないことによって生じる差別とは具体的には十分な定義や整理はされていないし、法律には「過度な負担のない範囲の中で」となっている中で、どこまでを過度な負担と判断するかについても、まだ十分見通しが不明な中での施行です。この協議会のようなところを中心に、差別とは何か、どのように解消できるかなどを検討する必要があるだろうと思っています。

今部会長が指摘されたように、当たり前前に全ての市民の方が、同等の権利を持って生活していくということの基礎はつくられたと思いますので、それをこれから実質的なものにしていく必要があるだろうと思っています。

**【委員】** ありがとうございます。

**【委員長】** これまであまり障害が身近でなかった委員の方が、障害をとっても身近に感じられるようになった、これまでさほど注目されていなかった困難が、現実にはほんとうに不便な生活に繋がっているという事実をつかめた、コミュニケーション手段が当たり前に使えないことなどが議論できたことについては、この法律施行に向けて、一つのスタートが切れたらと思います。

それでは続きまして、次の報告に移ります。2つ目の部会である相談支援部会についての報告、部会長、お願いします。

【委員】 第3回の相談支援部会を平成28年の1月19日に行いまして、その報告ということでさせていただきたいと思います。

市役所の703会議室で行いまして、12名の参加ということで、2時から4時まで話をしました。

最初に、第3回、前回の自立支援協議会の報告をしまして、その中で相談支援部会につきましては、昨年度、サービス利用計画が導入されまして、初めてのものでしたので、いろいろなサービスを利用している方に導入していかないといけないという課題がありまして、それをできるだけスムーズに進捗すること、一つの課題としてやってきたんですけども、そのことと、それから困難事例といいますか、難しい状況の方をどうやって支援していくかということ、両方やってまいりました。

それで、サービス利用計画のほうにつきましては、達成度がかなり向上しまして、導入率という点では、全国平均と比べても遜色はないという状況になっていますので、課題としてはある程度達成されたのではないかとということで、また、サービス利用計画とか計画相談にかかわります事務的なことを話していきますと、相談支援部会の内容として、今後いかななものかという観点の意見もありまして、そちらのサービス利用計画、計画相談のほうにつきましては、別グループでやるほうがいいのではないかとということで、方向が少し転換になってきております。

それで、今後どういった方向で相談支援部会が進んでいくのかということにつきましては、一つの課題としては、地域の福祉における課題を、この自立支援協議会のほうに提起していくことではないかという意見が出されておまして、そういったことで今後やっていくといいのではないかとといった、自立支援協議会の報告を最初にいたしました。

それから次に、今後の方向ということで、他市の取り組みがどういうふうになっているかということで、厚木市ですとか武蔵野市なんかの事例を参考のために勉強したというところがあります。

そちらのほうでは、個別の支援会議が非常に大切だということでやられている部分がありまして、そのことをやはり大切にすべきではないかという話し合いがされました。

それで、実際の地域の課題についても話し合いをしまして、各委員の方は各障害の分野に分かれておりますけれども、課題としてどういうものがあるでしょうかということでお話をしました。

そうしましたところ、いろんな事例とか困っていることが出されたんですけども、大きく分けると、まず、ひとり暮らしの障害者の方の課題が大きいというところがありまして、ひとり暮らしですと、物が壊れた場合に、特に視覚障害の方の場合、電球が壊れたときに交換をどうやってするのかということで、交換をしたいんですけど自分では難しいというところがありますし、また、ヘルパーさんですとかの場合には、そういった交換をやってもらえるところともらえないところがあるということで、なかなか電球を交換してくれるサービスを、きちんと提供してくれるところを見つけるのは難しいということですか、あとは、風呂が故障したときに、それを賃貸で借りていますと、普通は大家さんがやっていただけるんですけども、家賃との関係で、そういった故障については自分で直してほしいといった事例もあったりして、そういったところの難しさがあるというお話が出ました。

それからもう一つは、今度は重度の方の課題ということで、一つは重度の方が家庭からグループホームに移りました場合に、入浴のときに、グループホームの世話人、支援者だけではなかなか難しく、うまく入れなかったりする場合があるということで、重度の方がグループホームに入ったり、あるいは日中活動の場において重度の方が多くなると、運営のほうもなかなか大変になる、そういった実情なんかが話されました。

それとはまた別に、軽度の方も課題がちょっと大きいというところがありまして、軽度の方の場合に、支援の必要性を感じない方ですとか、それから作業所等で一つのルールに従ってやっていくことになかなかなじまない、作業所には行きたくないという方ですとか、そういう方の場合には、日中活動の場がなくなってしまうと、それでちょっと心配なところが多々出てくるということなので、そういった実情はなかなか見えない部分もありまして、そういったところがちょっと課題としてはあるということが出されました。

また、精神障害の方が脳梗塞ですとかがんとか、そういった病気にかかったときのサポートに課題があるということも出されました。

また、作業所後の余暇支援のこと、これは従来から出ておりますけれども、そういったことも出されたりしましたけれども、そういったいろんな支援者からの課題もありますし、また、別の委員からは、むしろ計画相談全体の課題を取り上げて検討していくべきではないかという意見も出ました。

こういった形で、今後そういったものを中心にやっていきたいということで、今回は次年度ということになりますので、次年度に向けて、そういった課題をどのようにやっていくかということと、また相談支援部会の中でも検討し、協議会の中でも検討していただいて、取り組んでいきたい、そういった形で前回

の部会のほうは終わりました。

以上、報告させていただきます。

**【委員長】** 部会の方々の補足をお願いします。

**【委員】** 今まで3年ぐらい、この相談支援部会をやってきて、主に計画相談の話し合いだったんですけど、今後、その中でどういうふうやっていったらいいのかなというところが、見えなかった部分はあるんですけど、今回のことで、最初に課長がおっしゃったように、ネットワークの構築とか、この市内で社会資源が何が足りないのかというのを、この相談支援部会の中で洗い出して、それをこの協議会に出して、市のほうに訴えていきたいなとすごく感じた部会でした。

前回の部会の中でも、一つ一つの課題の中で、社協ではこういう協力があるとか、ほかの市ではこういうサービスがあるとかという提案も出ているので、それを協議会の中で提案していきたいなと思って、差別解消法じゃないですけど、地域で暮らすために何が足りなくて、どうやってみんなで知恵を出し合っていけばいいのかなというのを考えていける部会でありたいなと思っています。

**【委員】** まだ今年1年間、参加させていただいているだけなんですけど、ふだん精神障害者と関わる現場におりますので、どうしても自分たちの精神障害というものに特化している施設のことはわかるんだけど、ほかの知的障害、身体障害の方のことがなかなか見えてこなかった部分が、やっぱりいろいろな地域の中でのほかの障害の課題も見えてきて、それを一緒にまとめ上げて、市に提案していくことが大切なのかなということを感じた次第でございました。

以上です。

**【委員】** 私は身体障害者の会なんですけれども、みんな高齢者で、日常生活においてはあまり心配がないと言っちゃなんですけれども、今のところあれがございません。

**【委員長】** 相談部会については、お話があったように、発足当初に計画相談がスタートしたこともあって、それに大分重点を置いて検討してきた経緯があります。昨年度ぐらいから、計画相談もちろん大事だけれども、もう少し相談全般に関する議論を進めていく必要があるという考え方にシフトしてきました。困難事例への相談のあり方、相談のニーズがあるはずなのに相談に繋がらない方の対応、相談終了後の実際の支援とその資源量などです。そうしたことの検討に今後はかじを切らなければならないことが議論されて、来年度からそれを始めるということです。

計画相談なしでは今の制度ではサービスを使うことができず、そして東久留米について言えば、セルフプランではなく専門の人と共同して計画をつくるか

からこそ、ニーズに応じた支援が受けられるということを大切にしてきました。その質をこれまで以上に保ちつつ、新たなテーマの検討がこれからの課題だと思います。

それでは前半部を終了します。11時5分まで、お休みをいただきまして、その後に、第3期障害福祉計画の振り返り、そして市民の方々との意見交換を行いたいと思います。

( 休 憩 )

【委員長】 それでは再開したいと思います。第3期障害福祉計画の26年度振り返りです。最初に行政から説明いただき、その後委員の皆様からご意見いただきたいと思います。それでは係長、よろしく願いいたします。

【管理係長】 私のほうから、第3期東久留米市障害福祉計画P D C A表についてご説明させていただきたいと思います。座ってご説明をさせていただきます。

資料4-6になります。第3期東久留米市障害福祉計画については、平成24年から26年度の間主に障害福祉サービスにかかわるものについて、計画値を定め、その実績が出た時点で、この自立支援協議会の中で点検、評価をしていただいて、改善、P D C Aのサイクルを回していくというものになっております。平成26年度の実績を受けて、今年度の第2回の自立支援協議会の中でいただきましたご意見、評価のほうを落とし込んだ表になっております。

めくっていただいて、まず施設入所者の地域生活への移行についてご説明させていただきます。こちらの数値につきましては、3年間で14名ということで、施設に入所されている方や病院に長期入院されている方が、地域に何名移行してくるかという計画値を立てたものでございます。24年が8名、25年が6名、26年が5名ということで、合計3年間で19名の方が地域に移行されました。

協議会の中でいただいたご意見としましては、市内に戻りたい人のためのグループホームが必要、住まいの場と通う場、生活を支える仕組みが必要というご意見をいただきました。

評価としまして、数値目標を達成していることは評価できるが、日中活動とつながりながら安心して地域に出られる仕組みや制度が必要という評価をいただきました。

改善としまして、引き続き地域移行を推進するとともに、グループホームや通所先の確保など、地域での環境整備を進めていくという形で書かせていただきました。

ページを進んでいただいて、福祉施設から一般就労への移行のページをごら

んください。こちらのほうは、福祉施設、主に就労移行支援、就労継続支援A型・B型を利用されている方が、どれぐらい一般就労へ結びついたかというものになっております。

こちらも3年間各年度の合算で24という計画値を立てておりまして、平成24年度は11名、25年度は14名、26年度は14名ということで、合計して39名の方が3年間で一般就労へ移行されました。

協議会でいただいたご意見としましては、単純に数字だけでは評価できない部分もある、事業所もアセスメント力を高める必要がある、人それぞれに応じた支援をしていく必要があるというご意見をいただきました。

全体の評価としましては、数字自体、実績自体は評価できるが、さらに数字を上げていく必要がある、また、特に就労移行支援の数値が横ばいになっているのが課題であるという評価をいただきました。

改善としまして、事業所間の連携を図り、実績だけでなく支援の内容を充実させるということで記入させていただきました。

めくっていただいて、障害福祉サービス、まず訪問系サービスについての意見と評価の部分になります。こちらのほうは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、東久留米市においては実績はないんですが、重度障害者等包括支援のサービスについて、計画値と実績をまとめたものになっています。こちらの表がちょっと見にくいんですが、それぞれのサービスの利用者の合算と利用時間の合算が、合計、目標値ということで書いてあります。

26年度の実績を受けまして、協議会のほうからいただいたご意見としましては、実績が横ばいなのは需要を満たしているからではなく、ヘルパー不足という状況があるからである、また、ヘルパーの資格取得が難しくなってくるので、市内で研修を受けられる環境が必要とのご意見をいただきました。

全体の評価としまして、重度訪問介護の利用が増えていることは評価できるが、ヘルパー不足でサービスを提供できない状況もあり、改善が必要との評価をいただきました。

改善としまして、市内、東久留米市や近隣の市で研修を受けられる環境づくりを今後検討していくという形でまとめさせていただきました。

ページを移っていただいて、次は日中活動系サービスについてでございます。こちらのほうは、生活介護、自立訓練、機能訓練と生活訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、療養介護、短期入所のサービスについて、実績と計画値をまとめたものになっております。

26年度の実績を受けて協議会からいただいたご意見としましては、就労Bを利用するのに就労移行支援を挟まないといけないという件について、事業所

の数、定員が足りていない状況がある、家を出られない人の支援をどうするかという課題がある、短期入所に関しては、グループホームに入りたくても入れずに、利用せざるを得ない状況があるというご意見をいただきました。

精神障害の方が途中で利用する場合や新卒者の場合、就労移行支援の問題は早急に対応する必要があるということで、評価のほうを書かせていただきました。

改善としましては、卒業者等が就労Bを利用するために、就労移行支援でのアセスメントを実施していくということでまとめさせていただきました。

ページをめくっていただいて、居住系サービスについてでございます。共同生活援助、共同生活介護、施設入所支援、こちらの実績と計画値になっております。法が改正されまして、共同生活援助、グループホームのことなんですが、そちらと共同生活介護、前はケアホームと言っていたものなんですけれども、そちらのほうは26年から1つの制度になりましたので、数値をまとめさせていただきます。

26年度の実績を受けまして、いただいたご意見としましては、市内に給付費が受けられない事業所がある、計画値があるのはわかるが、利用者の要望が受けとめられないと、地域移行の流れに逆行することになってしまうというご意見をいただきました。

評価としましては、市内で給付費の対象になっていないグループホームがあり、利用者の不利益にならないよう方向を考える必要がある。

改善につきましては、既に策定されている第4期障害福祉計画にのっとり、地域移行を推進していく、また、新しい法の施行や社会需要への柔軟な対応を検討していくということで、改善のほうをまとめさせていただきました。

ページを進んでいただいて、相談支援、計画相談にかかわるものになります。こちらのほうは、実施が平成25年度からの実績という形になりますので、2年間の実績と計画値を載せさせていただきます。

いただいた意見としましては、数をこなすので精いっぱい状況がある、利用者、事業所、市役所とのやりとりがもう少し簡素化できないか、給付費が少ない、相談支援専門員の資格要件が厳しいなど、課題がある、訪問し家庭を把握するということの大切さを改めて感じた、関係者会議が必要だが、電話で状況確認をする以上のことはなかなか難しい状況である、利用者への周知は進んでいるが、社会資源など利用できるものが限定されており、今あるサービスの組み立てで終わってしまっている、書類ありきでマネジメントまで手が回らない状況であるといったご意見をいただきました。

評価としては、給付費や人的な課題はあるが、丁寧にやっていくことで適切



な支援につながるものなので、市だけの課題ではなく、これまでの制度的な問題であるということでまとめさせていただきました。

改善については、評価を受けてという形ですが、支援の内容についても今後充実させていくということでまとめさせていただきました。

ページをめくっていただいて、自立支援医療の部分になります。こちらのほうは、更生医療、育成医療、精神通院医療という3つの医療費助成についての実績と計画値をまとめさせていただきます。

いただきましたご意見としましては、制度としてはよく使われており、比較的よい状態である、通院や通所をやめてしまい、孤立無援になってしまった人をどう通院に結びつけるかという課題があるというご意見をいただきました。

評価としましては、実績、数字としては安定してきている状態である、改善としましては、引き続き制度に則り適切に支給決定をしていくということでまとめさせていただきました。

続きまして、ページを移っていただいて、補装具の部分になります。補装具につきましては、協議会の中では特にご意見はなかったんですが、評価としましては、計画値に達してはいるが、申請があったものについては断らずに支給している実態があり、現時点で大きな問題はないとさせていただきました。

改善につきましても、引き続き制度にのっとり適切に支給決定をしていくと書かせていただきました。

ページをめくっていただいて、地域生活支援事業、相談支援事業についてでございます。こちらにつきましては、この地域自立支援協議会や相談支援事業、市内では「さいわい福祉センター」が身体と知的、精神障害については「めるくまーる」ということで、2カ所委託相談支援事業所がございますが、そちらのこと。住宅入居支援事業としては、当市では制度はないんですけれども、あとは成年後見制度、24年から実施しているものですが、平成26年度の実績はなしということで、実績の報告をさせていただきました。

協議会からいただいたご意見としましては、相談支援部会について、個々のケースに関する事例検討が中心となってしまい、各委員の職種等が活かされていない状況であるというご意見をいただきました。

評価としては、計画相談の事例を話し合う場と一般相談に関する話をする場を分けたほうがよい、改善として、施設代表者会を活用して、計画相談の話はそちらの場でやると書かせていただきました。

ページを移っていただいて、移動支援にかかわるところの部分でございます。こちらのほうも、実施箇所の数、利用者数、利用時間について、計画値と実績をまとめさせていただきます。

協議会でいただいた意見としましては、訪問系サービスと同様、ヘルパー不足の状況がある、最低賃金の見直しがされている中、移動支援の報酬、単価が変わっていないというご意見をいただきました。

全体の評価として、ヘルパーの実態調査を実施し、来年度以降の課題としていく、改善についても、実態調査を実施し、対策を検討するとさせていただきます。

ページをめくっていただいて、コミュニケーション支援事業についてでございます。こちらのほうは、手話通訳の派遣の実績、今日はちょっとこの場にはないんですけども、要約筆記とって、発言を紙やパソコン上で書いたものをスクリーンに投影したりといったサービスについての計画と実績を載せさせていただきます。

協議会の意見としましては、この計画値と実績で、実績のほうが数が多くなっているんですけども、ちょっと差があり過ぎるのではないかとご意見をいただきました。

評価としては、実績が上がっているので、実情に合った派遣をしていくということで、改善につきましては、実績の向上、数字の上昇にあわせて、市の登録通訳者の養成を図っていくとさせていただきます。

ページを移っていただいて、日常生活用具給付事業の欄でございます。こちらのほうは、日常生活用具の種類に応じて実績と計画をまとめております。

こちらについては、協議会の中では特にご意見はなかったんですが、評価として、今後も支給基準に沿って申請があったものについては認めていくということで、改善のほうも、引き続き制度にのっとり適切に支給決定をまいりますということとまとめさせていただきます。

ページを移っていただいて、地域生活支援センター機能強化事業についてでございます。こちらのほうは、「めるくまーる」と「さいわい福祉センター」の機能強化事業に関する利用実績、利用者数をまとめさせていただきます。

いただきました意見としましては、計画値は5人ずつ増えているが、なかなかそういった形で利用者が増えるものではない、今後中途障害で在宅の方に対するデイサービスなどを担っていくなど、方向性を見直す時期が来ているのではないかとご意見をいただきました。

評価としましては、特に精神障害者の方については、場の提供ということが必要である、改善につきましては、利用者や関係団体のニーズを聞きながら、方向性を検討していくとまとめさせていただきます。

最後のところですが、その他事業として、日中一時支援の実施箇所と利用者数、手話講習会の修了者の数、自動車運転免許取得の助成制度があるんですけ

れども、その実績と、自動車改造助成事業の実績、計画値のほうをまとめさせていただきます。

いただきましたご意見としましては、日中一時は、不登校の子どもなどの利用者から必要とされていると感じている、日中一時の連絡会を復活させてほしい、放課後デイサービスを使えなかった方の利用が増えているというご意見をいただきました。

評価としては、事業所間の連携をとりながら、成年の余暇活動のあり方も含め、今後検討していく、改善につきましては、日中一時の利用増について、適切な利用を図っていく、日中一時の事業所連絡会については、開催に向けて検討していくということでまとめさせていただきました。

最後にちょっとページをめくっていただいて、参考資料になるんですが、放課後デイサービスの実績について載せさせていただいております。放課後デイサービスにつきましては、新しく作成されている第4期の障害福祉計画については、その計画の中で計画値等が設定されているんですけれども、第3期の時点では、児童福祉法にかかわるサービスということで、ちょっと計画値等は設定されていなかったんですが、自立支援協議会の中でも議題によく上がるものということで、実績のほうを報告させていただきました。

P D C A表の説明については以上になります。

**【委員長】** どうもありがとうございました。継続して検討してきた資料ですけれども、何か委員の方でご意見等ございますか。

途中計画の数値を参考に、第4期の数値をこの協議会でつくったわけですが、今出されたような課題は、解決する方向の数値になったのではないかと思います。

それでは、後半の市民参加型の時間に進みたいと思います。本日ご参加の市民の方々からご意見をいただいて、この協議会と意見交換したいと思います。本日は障害者差別解消法や障害福祉計画を中心に検討しましたが、それらも含めて、市民の方からご意見を伺いたいと思います。ご発言のときは恐縮ですがお名前をいただければと存じます。

**【市民】** 前沢に住んでいます〇〇と言います。もうこれは一緒ということでもいいんですか。

**【委員長】** 時間もあまりありませんので、テーマを細かく区切らずにお話し下さい。

**【市民】** そういうことですか。じゃ、それぞれあったので、短くさせていただきます。

1つは、1番の施設入所者絡みのところなんですけれど、質問としては、待

機者数というのは一体市内に何人いらっしゃるのか、その数値に基づいて5年後を予想するとどんなふうに予想されるのか、だから目標はこんなふうになるんですよというもので出てくるのかなと思って聞いていたんですけど、どうもそうはなっていないくて、初めに目標値というのがどんとある。

これって計画をつくっていく上で、私には理解がとてもしづらくて、やっぱり目標というのは、実態を把握して、実態調査をして、そのもとで目標値を検討していくのが、計画のあるべき姿ではないかと思うんです。会長さんはしっかりこの2年間やってきてくださったと思うんですが、最後というか、会長の今後、この東久留米の福祉計画をつくっていく上に当たっての見解というか、基本みたいなところについて、ご意見を伺えればと思います。

もう一つは、差別解消法の絡みのところで、先ほど解説をお伺いしていて、本来障害者権利条約では、差別解消法ではなくて、差別禁止法ということで展開されていたはずなんです。でも我が国の場合は差別解消法ということで、4月1日から施行される。

だけれど、どなたかおっしゃっていましたが、努力目標というレベルではなかったと思うんです。民間においても努力義務という義務が課せられている法律ですし、課長もおっしゃっていましたが、地方自治体だったら義務なんです。義務という意味を、じゃ、行政はどのように捉えているんだろうということで、大変不安になるんですけど、一つは、この4月1日から行われる差別解消法を、東久留米の市民がどれだけ知っているんだろう。

省庁では学習されたというのは報告されましたけど、市民が一体どれぐらい知っているのか。それに対して市は、行政として義務だと言うのならば、どれだけ広報しようとしているのかというのが全然見えてこない。ぜひその辺を教えていただきたいということと、もう一つは、義務なんだから、今までどおりの窓口というか、よくわからない窓口で、よくわからなかったら最終的には何とか文化課が聞きますよと。

それじゃないんじゃないの。せめて窓口を明らかにして、せめて施行1年間ぐらいは、ここが窓口ですという看板ぐらいは出して、せめて何かあったときにはここに電話下さいという専用電話をつくるぐらいのことがあったって、まちとしては当然なんじゃないかなと思うんですけど、義務と言って、やるのが何もないというのはあんまりじゃないかと思いましたので、ちょっとご意見を申し上げました。

以上です。

**【委員長】** どうもありがとうございました。待機者数についてももう少し詳しくお願いします。

【市民】 待機者数というか、そもそもグループホームとか入所機関……。ニーズというか、高齢者とか保育所だったら待機者数はこれだけですよ、でも実際はこれだけ足りていなくて、でもこのまちは財源が少ないので理解してくださいよということで、市民との話し合いが成り立つと思うんですけど、この分野では、最初に目標値としか書かれていなくて、一体この目標値というのは何に基づいて出ているの、最初の予算だけで決まっちゃっているのというか、よくわからないんですよ。

ぜひ、グループホームを希望している人は今これだけいるんですよ、10年後は誰もわからないから、5年たったらお父さんやお母さんは何歳になって、この人たちは何歳になるんだから、これ以上に増えますよねというのを考えるのが計画なんじゃないですかという意味です。済みません。

【委員長】 どうもありがとうございました。1つ目の計画づくりです。本日見てきた第3期計画ですが、この策定ではこの協議会設立前でした。もちろん行政だけで策定したわけではなく、関連団体等にヒアリングしながら進めたとはいっていますが、それでもやはり実態に即してはいない数値になった面もあるのではないかと思います。

そこで第4期をつくるに当たって、この協議会が設置されて、ここで計画数値を確認するという手続きをとりました。協議会はもちろん当事者、家族、支援者、市民の参加ですので、その意見は一定は反映されたと思っています。

策定にあたっては、市内在住の障害のある方とその家族に対してアンケートを行い、また関係団体に対してヒアリングを行い、数値目標を設定しました。

今おっしゃられたように、全ての障害のある人や家族のニーズを把握できたのか、例えば、グループホーム希望者は市民の中に何人いて、実際のグループホームの受け入れ数はどのぐらいかなど、そこまで丁寧に数値を把握できたかということ、厳密な数値は把握できていないという課題はあります。

アンケートの手続きですが、無作為で、2,200、抽出率25%ですけれども、全数調査ではないという課題は確かにあるでしょう。有効回答数も約6割です。ですけれども、そのデータを参考にしてニーズを調べられたかとは思いますが。今ご意見いただいた、実態に基づく目標なのかについては、一定程度はニーズを反映させられたと考えています。

しかし、現実には問題もあります。例えば、今回も議論になりましたけれども、グループホームの数は足りているのかといえば足りていないわけで、それをどう増やすのか、あるいは成人のアフターファイブや休日活動保障のことなどです。制度上難しい問題ではありますが、丁寧に継続して議論すべき問題だということだと思います。

このように、第3期と比べれば、市民の意見を反映する手続きで、第4期の数値は決められたと思います。この協議会が策定に参画したということも重要でしょう。一方で改良すべきことも多々ありますので、それについては継続して検討していく必要があると思っています。

それから、差別解消法のところの義務としてのあり方、これはご指摘の通り、努力目標ではなくて努力義務です。行政は義務であり、民間にも努力義務があるということです。民間も努力義務であることを意識し、きちんと指導を受けていくことが、この法律の大事なことだと思います。ご指摘のように、もともとは「障害者差別禁止法」として検討が始まった法律です。この禁止ということをもっと本来は強く打ち出していくべきだということについては、私も同感です。部会長、補足をお願いします。

**【委員】** おっしゃるとおりなんです。自立支援協議会でもやっぱりしっかりと先ほどもあったように、何が差別なのかということを取り上げなきゃいけないだろうということで、お願いはしていたんですけども、予算がない、国から予算がおりていないということが結構言われていたので、ないならないなりにやれるんじゃないかという話はさせていただいています。

そういう意味で、明らかにするということから始めたいと思っているので、ぜひ自立支援協議会の中に障害者差別解消支援地域協議会をつくるということと、要綱の中はやっぱりその差別問題に対して、きちっと提言できるような内容にしてほしいとお願いしています。頑張りますので応援してください。

**【委員長】** ご提案があったように、もっとアクセスが容易なものをつくるべきではないかというご意見だと思います。何が差別なのかを気軽に聞ける窓口であるとか、電話のようなものの設置です。そういったことについてはこの協議会でも引き続き検討して、行政に検討をお願いしたいと思っています。

**【委員】** 今、差別解消法についてのお話でしたけれども、やはり障害者はみんなまちまち。私は耳が聞こえないので、聴覚障害者が差別を受けるのは何か、目の見えない人は何かというのは、やっぱり違うと思いますので、十把一からげに障害者の差別なんて言うのは難しいと私は思っているんです。ですから障害者団体が、自分たちが差別を受けていることをまずまとめて、そして市に要望していくという方法ではないかなと私は思っています。

**【委員】** 数値のところで、市民の方から意見をもらうのは当然だし、そういうふうをお願いしてきたんですけども、アンケート調査の抽出の仕方というのが、行政に頼んでいるもので、こういう仕方ではちょっと捉えられなかったという意味で、反省はしていかなくちゃいけないなと思っています。

ただ、当初のころって、わりといろんなものをやり始めてきた中で、数値は

あっても、ニーズがあればどんどんつけてくれていた時期があったんです。ただ、ここにきてやっぱり特にグループホームが頭打ちというか、なかなかつけれない状況。

当初は東久留米市もどんどんつくって、親なき後の対応をしっかりとやらなきゃいけないよねという話で進んできたんですが、昨年ぐらいから、もういいんじゃないかみたいな話が出てきているので、おっしゃるように、グループホームがどれだけ必要なのかという具体的な数値をやっぱり出さないと、動かさないんじゃないかなとは思っていますので、そういう意味で、障害者の人生、どういう暮らしがあるのかということイメージし、みんなにわかってもらうことと、なぜグループホームが必要なのかということも含めて、これからは、やっぱり数値をしっかりと固めなきゃいけない時代になっているのかなという認識をしています。

【市民】 知的と身体の障害の息子がいます。

それで一番の要望は、先ほどから出ているようなグループホームの増設のお願いです。3年間の今までの達成度というところから見ると、入所しているとか、利用している人数はほとんど変わっていないので、やはりこれがなかなか前進していないと思うので、この辺の計画化をぜひ、市としても考えていただきたいと思っています。

それから具体的なことですが、うちの子供は車椅子なんですが、最近段差の解消をちょっとお願いして、切れ込みを入れてくれたんです。ただ、今の新しい段差の解消のスロープというのは、真ん中に緑色の出っ張ったところがあって、両端にも出っ張ったところがあって、車椅子用のスロープ部分が非常に狭いんです。聞くところによると、盲人の方の安全対策だというんですが、やはり非常に車椅子の利用者からすると使いづらいし、その真ん中の出っ張り、両端の出っ張りも邪魔だなということで、もうちょっと皆さんが安心して使えるような段差にしてほしいというのが、一つの要望です。

それからもう一点は、市の広報がきのうちにも届けられたんですが、これを見ると、来年度からですか、障害者手当の削減ということが報じられていたんです。

市ではこういう障害者福祉計画とか自立支援協議会で市民の意見を聞いて、少しでも障害者の人が安心して暮らせるような計画づくりを進めていると思うんですが、それに対して、こういうところには乗かってこないところで、障害者やその家族の経済的な家庭状況、そういう家庭生活を掘り崩すような手当の削減というのは。障害者が安心して暮らしていくために、いろいろ貯金をしたり、生活費がかかるところに対する社会の手当だと思うんですけど、難病者

の方の手当だとか、あるいは、障害者が65歳以上になってから申請することはできないみたいなことだとか、あるいは学齢期の子供たちに対する障害者手当が廃止されていく方向ということが、きのうの広報に書いてあって、ほんとうに市は何を考えているのかなど。やっていることと実際に目標にしていることとは、随分乖離があるんじゃないかなということ、大変残念です。これは意見です。

【市民】 グループホームの件についてももう少し伺いたいと思って手を挙げました。

先ほどから、いろいろアンケートの件とかおっしゃってまして、私もこのアンケートは、全数ではないですけども、障害のある方とか、家族の方の願いとか声を反映した結果が、非常に出ているんじゃないかなと思いました。とても評価ができるなと感じております。

その中でもやっぱり地域移行、地域で暮らす暮らしづらさというのが、非常に多く挙げられています。その中で、知的障害、精神障害、発達障害の方の意見が非常に多く述べられていました。同じようにグループホームの要望も、その方たちの要望がすごく強かったと、昨年この会に出て資料を見せていただいたときにそういうふうに感じました。

その中の話なんですけれども、やっぱりそういうニーズに基づいた、先ほど委員がおっしゃったように、正確な数を固めていきたいというのは非常に重要なことだと思うんですけども、その数で言いますと、先ほど報告がありました、居住系サービスのところの計画値が125の中で、実績数が104ということで、マイナス21になっております。

この数については、あまり内容をご説明がなかったんですけども、先ほど委員の中で、頭打ちになっているというご意見があったり、あるいは短期入所のところで続けていって、グループホームに入れないという、協議会の意見が実態としてあるとご説明されて、ここにもう一つあるのは、協議会の中の意見が具体的に示されているので、この数字をとっても理解するために、具体的な姿として見えてきたなど先ほど聞いていたんですけども、その中で、そういうグループホームの足りなさみたいなことが表面化していると思うんですけども、この数字は、なぜこの104とマイナス21になっているのか、もう少しそのあたりを具体的に教えてほしいと思います。

【市民】 施設に勤務いたしております。NPO法人ですね。就労継続支援B型施設です。昨年、A型も導入いたしました。それで、私が自分の立場で言っているのか、ちょっとわからないんですが、協議会の方々、それから大勢の方々が、グループホームについていろいろ努力してくださっていることに感謝



いたしております。

さりとて、私は自分が現在グループホームを進めている中で、実際にもうできて、昨年の7月から始めているわけです。それで、私たちがこの考えを進めたのは、既に3年も前なわけです。そのときに市の方々は、非常に協力的に、ぜひ進めてくださいという話だったんです。

昨年度から、それが急に変わってしまったわけです。それで、行政はやっぱり市民の日常の中でそういったことを、連続性をもっと重視して考えていただきたいと思うわけです。市の窓口の方々が大きく変わってしまって、持っているにももう、持っているようがなくなってしまうたりする、そういう現実。

それから東京都の方針と市の方針が、またこれ違う。東京都は進めてください。市がだめになりました。予算。初めに予算ありきという感じがどうしてもしてしまう。

それから、この3年の計画ですが、これもやはり社会の要請に応じて、修正がなされていていいと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

それからもう一つ、別の視点のことですが、どれだけ市内に利用する人々がいるかということ、アウトリーチ、このことも今後進められて、先ほどの中にもあると思うんですが、それもぜひ、例えばさいわい福祉センターとか、一番共通した連携の場所につくっていただきたいなと思います。

**【委員】** 先ほどあった数値なんですけれども、この表が平成27年3月の実績というふうになっていまして、その後、12名のグループホームと、あとは6名のグループホームができて、実質今122になっているんです。それで、あとは3名ということで、あと3名についてはサテライト型みたいな形でその数字を考えていて、まだそこは埋まってはいないのが現状になっています。

〇〇さんのほうで言った、その実際にグループホームが始まっていて、給付費の対象になっていない施設ですね。

**【委員】** それがこの実績からオーバーしてしまうということで、対象になっていないというのが市の見解になっていますので、それについては協議会のほうでも強く、対象にしてほしいというのは、毎回毎回お話をさせていただいているのが現状です。

手当に関しては、先ほどそういうふうに話をいただいていたんですけれども、協議会でも話をしているし、もう一つ、差別解消法にも絡むんですが、今もらっている人は今までどおりですよ、これからの人はもらえませんかというやり方を、ちょっと市のほうで説明があったので、やっぱりそれは新たな差別を生むんじゃないかなと思うから、そういうことも含めて、私たちは市ともしっかり話をして、理解して行って、障害者が数字じゃなくて、今回の手当の理由の

一つとして、難解さというのがあったんですけれども、ほんとうに難しいのか、私たちは事業所なのでなかなかわからないんですけれども、その手当の仕組みは難しいからわかりやすくしましたというのが市の見解なので、ぜひそこから辺も皆さんの意見も聞きながら、自立支援協議会でも市と協議していきたいなと思っていますので、ぜひご意見いただければと思います。

【委員長】 ありがとうございます。部会長のご発言のように、本日市民の皆様からいただいたご意見に関連することは、この協議会でもずっと議論してきたところでもあります。例えば、グループホームの数、手当の削減などです。協議会としては継続しながら、協議会としての意見をつくっていくという形で進めていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

【委員】 一言だけ。時間がない中申しわけありません。グループホームにつきましては、私どもも、父兄の方ですとか、いろいろ話を聞いていまして、非常にやっぱり心配だという点がありましたり、また入院されている方が地域にそのままでは退院できなくて、グループホームを利用することによって退院ができるようになるという方、そういう方がたくさんおられますので、ぜひ検討していただきたいなと思っております。よろしくお願ひします。

【委員長】 ありがとうございます。遅々として進まないところもございますが、障害福祉の問題を、少しずつ市民に浸透させながら地域に根づかせていきたいと思ひますので、市民の皆様もいろいろとご協利いただければと思ひます。

お手元にアンケートがあると思ひますので、そちらのほう、ぜひご記入下さい。これがまた来年度からの協議会の原動力にもなります。

それではこれもちまして、第4回、市民参加型を含めた、東久留米市地域自立支援協議会を終了いたします。委員の皆様、市民の皆様、どうもお忙しいところありがとうございます。

— 了 —